

ワイマル期の初期の社会化論と社会化運動

保 住 敏 彦

Theories and Movements of Socialization while the first stage of the Weimar Republic (1918–1919)

Hozumi Toshihiko

Abstract

In this thesis, I would like to write about next problems. At first I would like to write the history of Germany from the German Second Empire (1871–1918) to the Weimar Republic (1919–1933). Through this research, I would like to get the change of German history from the imperialistic trend and the international disorder to the first World War. And secondly I would like to explain the German revolution from October 1918 to March 1919. Specially the SPD (German Social Democratic Party) and the USPD (German Independent Social Party) and the KPD (German Communist Party) had different opinion for Socialization of Germany. The SPD wishes joint owner of industrial productive means through the decision by national congress. Karl Kautsky explained this theory in his books, concretely “Social Revolution” (1902) and “The way to power” (1909). Many party members of SPD and also a great many of USPD supported this theory and wished a national election of Germany. But after soldier rebellion of Kiel city, November 3. 1918, many Solider committee in north Germany were established. Also many Worker and Soldier committee were in German Cities, for example Bremen, Braunschweig, Munich, Reipzig and Berlin. These worker and soldiers committer rebelled against the monarchical government from the destitution of the war. They were influenced by the Russian revolution (the October Revolution of 1917) and its Soviet system. They also trusted proletarian dictatorship. From the end of 1918 to the beginning of 1919, these two trends were opposed. Resolutely the first group scored a triumph. At 19. January, a national assembly for the constitutional convention were erected. In this thesis, I have

compared the German revolution (1918 till 1919) with the Russian Revolution (the October Revolution, 1917). And also I compared the thinking of the SPD und it of the KPD and the left wing of USPD on the problem of socialization in these times.

論文の構想

1. はしがき
2. 第一次大戦から戦争終結まで
3. ドイツ革命の勃発と社会的対立
4. ドイツにおける社会化をめぐる論争
5. むすび

1. はしがき

近年のドイツ史に関する研究は、ワイマル共和国期に関してはナチスの歴史とそこでの文化に関するものが多い⁽¹⁾。ドイツ史で目につくものは、第二次大戦におけるナチス（国家社会主義ドイツ労働者党）の体制であり、その結果、ナチス支配下でのドイツ（1930～1945）の政治経済体制に対する批判が、目につく。ナチスによる帝国議会の廃止とナチスの1党独裁の制度によって、共産主義者、社会主義者、自由主義者が弾圧され、多くの者の国外への亡命が見られ、国内にとどまったものも沈黙せざるをえなかった。もちろん、ナチスの1930年の帝国議会選挙における勝利には、多くの原因があるが、1929年世界恐慌以来のドイツの大量失業の問題に対して、失業をなくすための雇用政策を積極的に行ったことによる。全国にわたる道路網の建設をはじめ、建築物や港湾などのインフラ建設によって、失業者を雇用に導き、大恐慌以来の大量失業問題を解決したことが、1930年から1935年頃のナチスに対する支持を生み出した。イギリスのJ. M. ケインズが、『雇用、利子および貨幣に関する一般理論』（1938）において、古典派経済学とは異

なり、需要を増大することによって生産規模を増大し、あわせて労働者への雇用を増大できるとする完全雇用論を展開したが、ナチス支配期にはケインズの政策に照応する雇用拡大策がなされたのであった。1929年の恐慌時にドイツの政権を担当した社会民主党は、すでに同党の努力により1927年に議会で確立した失業保険制度⁽²⁾によって、失業者にたいして失業保険金を支払うという形での救済策をとった。しかし、世界恐慌がドイツに生み出した巨大な失業者数のために、政府が失業保険を支払うことが困難になる状態であった。ナチス党は上記のようにドイツのインフラストラクチャーの増大による雇用増大によって、政権を維持したのである。

しかし、ナチス党は、1938年には全国のユダヤ人に対する虐殺を開始した。これが著名な「水晶の夜」⁽³⁾という名で記憶される事件であった。他方、1939年には、ナチス政府は、チェコスロバキアに侵入し、さらにはポーランドに対する侵略に展開して、イギリス、フランスなどに反撃され、第二次大戦を引き起こした。最後にはナチスはソ連邦に対する侵略を行った。だが、これらのユダヤ人に対する絶滅と、東ヨーロッパに対する植民地化行為は、もともとヒトラーの『わが闘争』にも示されていたかれの政策の一部であった。そして、1941年に始まる第二次大戦の敗北によって、ドイツの東欧および西欧における領土膨張は停止し、第二次大戦後の新しいドイツ連邦共和国が開始される。

ところで、ワイマル共和国は、1918年から1933年までの15年あまりしか続かなかった短い歴史時代であり、基本的には、第一次大戦におけるドイツによる米、英、仏との間の第一次大戦で、形作られた世界情勢の残した問題を整理するものであった。というのは、第一次大戦の生み出したベルサイユ条約によるドイツのフランス等に対する戦時賠償が、ワイマル共和国期のドイツ社会の大問題だったのであり、それは一方でドイツ経済の困難の原因であり、他方で、戦時賠償の支払いを認めるワイマル連合下の政府に対して、その支払を認めないナチス党の勃興の原因であった。また、第二次大戦にお

いても、ドイツの東ヨーロッパへの植民地化の試みは続けられたのであり、帝国主義的な志向は認められる。こうした帝国主義論によって第一次および第二次大戦を纏めて把握することはできる。

本稿においては、ワイマル共和国の初期に論じられた社会化論⁽⁴⁾およびその実現を目指した社会化運動について論じる。社会化は、恐慌期とか戦争後に、資本主義の危機を生産手段の共同所有により合理的な運営を図り、このことによって生産者と消費者の生活を潤沢にしようとする思想であり、初期社会主義者やマルクスによっても私有財産の共有化論として知られている。ワイマル期にはドイツの社会民主主義者によって、炭鉱および鉄鋼業などの共有化が主張された。この問題をめぐって、カウツキーと社会民主党と、独立社会民主党およびドイツ共産党との間に論争が行われた。この社会化を実現しようと努力した人々の運動が、社会化運動である。

ところで、この社会化論と社会化運動を論じるためには、ドイツの第二帝政（1871～1918）の歴史と第一次大戦（1914～1918）後に勃発したドイツ革命（1918～1923）時の政治闘争を予め論じる必要がある。ドイツ革命の終了とワイマル憲法の成立の中で、ワイマル共和国（1919～1933）期の政治・経済体制は成立し、ワイマル共和国の運命を左右したドイツ社会民主党、中央党、ドイツ民主党などの立場が決定された。また、それ以外の自由保守党、国民自由党も、第一次大戦の敗戦による第二帝政の没落によって影響された。これに比べると、わが国は第二次大戦後新憲法の設立から現代まで70年間以上同じ憲法のもとに続いてきた。この長い歴史のなかで、議会制民主主義が定着し、第二次大戦以前とはことなる政治体制になってきている。

ところが、ワイマル共和国は当時もっとも社会性のあったワイマル憲法⁽⁵⁾を確立しながら、1919年から15年足らずでナチスのファシズムに屈服し、ナチスは政権獲得の10年後には第二次大戦（1941～1945）を引き起こすに至った。そのような運命をたどった原因を求めれば、ドイツ民族が議会政治を放棄し、ナチズムの一党支配に流れ込んだ原因を求めなければならない。

第一次大戦から第二次大戦への推移は、ドイツ人の支配層にとっては、東欧に植民地を求め、米・英・仏の支配を打倒しようとする一貫した政治的意向からする行動であった。

わが国の歴史を考える上で、第二次大戦の敗戦による人民主権にたつ議会政治の確立は、戦前の植民地主義的な帝国主義国家への復帰を避け、国際的な平和国家への道を歩むためのものであった。こうした観点から見れば、第一次大戦後民主国家を創造しながら、15年ばかりでヒトラーの独裁政権に移行した、ワイマル共和国の運命は検討されるべき対象である。それは、100年ほど前のドイツの政治史の話であるが、現代につながる問題である。というのも、自らが引き起こした戦争の敗戦から、新しいより民主的な憲法と政治体制を生み出しながら、新体制のもとで、より強力なファシズム体制を作りだしてしまったドイツの事情を考察することは、同じような道を歩むかもしれない、わが国の教訓となるだろうからである。本稿では、まずドイツ第二帝政期からワイマル共和国への変遷について論じた後、ワイマル共和国（1919～1933）初期のドイツ革命の経緯を検討し、そこでの社会化論をめぐる論争と社会化運動について検討したい。

2. 第一次大戦から戦争終結まで

ドイツ革命でのドイツの社会的経済的対立を理解するために、まず、それに先行するドイツ第二帝政期の社会経済状態について考察する必要がある。ドイツ第二帝政は、普仏戦争の終了した1871年に、プロイセン国王を中心に、バイエルンやザクセンなどの諸国が統合し、成立した。しかし、ドイツ第二帝政は、すでに1848年の三月革命と呼ばれるブルジョワ民主主義革命を打倒したプロイセン王が、普仏戦争に勝利した勢いで成立した統一帝国であったために、イギリスのような議会制民主主義国でもなければ、フランスのように共和制民主主義国でもない、半ば絶対王政的な性格を持った国で

あった。皇帝は軍事的な統帥権を所有し、軍隊を支配することによって国内の諸対立を抑制しており、政治的にも彼らの依拠するプロイセンの大地主ユンカー階級の軍人・官僚としての力に依拠し、帝国宰相を指定する力を持っていた。ドイツ第二帝政は、ヴィルヘルム一世とビスマルクが支配した時代（1871～1890）と、ヴィルヘルム二世が支配した時代（1891～1918）とに分かれる。ヴィルヘルム一世は、啓蒙思想を尊重し、ビスマルクは国内的には帝国議会の選挙制度を導入し、対外的にはイギリスやロシアのような大国とは決定的な対立に陥らないように配慮しつつ、ヨーロッパ諸国の勢力均衡を図り、そのなかでドイツの安全を守ろうとした。とりわけ、ビスマルクが帝国議会を設け、成人男子の選挙権を認めたことは、ドイツの労働者階級の議会主義化に役立った。また、イギリスよりも早く、19世紀後半に、労働者の生命保険、健康保険、年金保険等を実施したことはドイツ労働者の体制内化に役立つものであった。こうして、ヴィルヘルム一世とビスマルクは、皇帝の軍事統帥権の独占によって軍事的に独裁を確保しながら、体的な宥和政策と国内的な社会保障政策によって、ドイツの統一を図っていた。ところが、ビスマルクを退陣させて政権を自由にしたヴィルヘルム二世は、大地主の農業者連盟を重視し、ブルジョワジーに対して厳しかった。このために社会民主党と左翼自由主義者との間に親近感が生じることとなった。他方、プロテスタントとカトリックとへのドイツの宗教的対立から、バイエルンなどの南部諸州のカトリック教徒を支持者とする中央党もプロイセン王国などの北部諸州のプロテスタントを基盤とする皇帝と対立していた。こうして、ヴィルヘルム二世の時代（1888～1918年在位）には、帝国議会において、社会民主党の勢力増大と、中央党の役割増大が見られた。ドイツ社会民主党は、制度化されたプロイセンの三級選挙法⁶⁾に対する闘争によって帝政に対立した。こうして、三級選挙法の修正と言う点で、社会民主党、中央党、進歩民主党などは一致していたが、そうした選挙制度の修正という点でも、ブルジョワジーの力は弱く、第二帝政のなかで力強い選挙法の改正もなされな

かった。皇帝ヴィルヘルム二世はプロイセンのユンカー階級という大地主とザクセンおよびライン・ベストファーレンの大ブルジョワジーを優遇しながら、ドイツを支配していた。他方、かれは、対外政策において、ビスマルクのように慎重ではなく、ロシアやイギリスに対する政策において、かれらの敵視をまねく状態であった。この結果、1914年には、同盟国オーストリアの皇太子夫妻のセルビア青年による暗殺を契機に、セルビアに宣戦布告をしたオーストリアを支援し、ついにはそのセルビアの同盟国ロシアに対しても戦争を開始し、第一次大戦にいたったのである。

ドイツの第一次大戦への参加は、ドイツ自身の東欧地域への侵略と、イギリスとフランスに対抗してアルザス＝ロレーヌの確保と東部での勝利のためにフランスを抑えるためであった。そのために西部戦線の勝利の後に東部戦線の勝利を狙うという戦術をとった。しかし、後になって、潜水艦によるアメリカからのイギリスへの物資の輸送を阻止したためにアメリカの参戦を呼び起こした。他方、すでにセルビアにたいして宣戦布告したことによりロシアの参戦をもたらしたので、ドイツはイギリス以外にロシアとアメリカという大国をも敵に回すことにより、4年の戦争の後に敗北した。戦時中のドイツの生活は、1916年の「蕪の冬」と呼ばれる食料不足に示されるように悪かった。戦争の方は、フランスを相手とした西部戦線とロシアを相手とした東部戦線に直面して、困難であった。そこで、国民の戦争遂行への抵抗は多くなった。ドイツ社会民主党が、戦争に賛成し戦時公債を承認する多数派と、のちにそうした戦時公債への賛成を停止し停戦を求める少数派に分かれた。後者は後に1917年には独立し、独立社会民主党となった。

カトリックの商工業者を代表する中央党および大工業・商業を代表する国民自由党は、社会民主党とともに帝国議会の多数派であった。しかし、政府は皇帝の任命する宰相と官僚たちによって運営されており、それにもまして、皇帝が統帥権をもつ軍隊が、軍事政策を決定していた。帝国議会の多数派であった社会民主党、中央党、進歩人民党は、プロイセン封国の三級選

拳法の改正すら実行できず、政治的に無力であった。1917年になって、ドイツ陸軍の参謀本部を指揮するルーデンドルフ将軍がドイツの敗戦を見越して、議会による講和を望んだとき、かれは上記の三政党の代表に対して、議会による講和の提唱と交渉を要請したのであった。ルーデンドルフは、議会多数派を基盤に成立する政府がアメリカの講和政策（ルーズベルト大統領の提唱する無賠償・無併合の講和）の線で講和を申請するように望んだ。こうした軍部からの外的圧力によって、議会は上記三政党の提唱に基づき、1918年9月30日に自由主義的であったマクシミリアン・フォン・バーデン公を首班とする政権を樹立した。ところがその一月過ぎの1918年11月3日には、敗戦間際にイギリスへの攻撃を命じた海軍統帥部⁽⁷⁾に対して、キール軍港の水兵たちによる出撃命令への反乱が発生し、それがキールの労働者兵士評議会をもたらしした。それに続いて、ベルリン、ブレーメン、ライプチヒ、ミュンヘンなどにおける労兵評議会形成され、ついには、ベルリンにおいて全国労働者兵士評議会が成立した。こうして、ドイツ革命が始まった。このドイツ革命においては、1919年11月に、社会民主党の首脳部シャイデマンによるドイツにおける「社会的共和国」の宣言⁽⁸⁾と、独立社会民主党の指導者であったカール・リープクネヒトによる「自由社会主義共和国」の宣言⁽⁹⁾が、ほぼ同日に発せられた。前者は、議会制民主主義の政治体制をもとめ、後者は、1917年10月に成立したロシア革命に影響され、社会主義共和国をもとめた。前者は、憲法制定議会の選挙をもとめるにいたり、後者は労働者兵評議会の支配する社会主義社会をもとめるにいたった。この労働者の内部的対立が、1919年から1920年までのドイツ革命期の運命を規定した重要な要因であった。ところで、労働者階級は主としてドイツ社会民主党に結集していたが、すでに政府の戦時公債への態度を巡って、軍事公債に反対する人々は1917年には独立社会民主党へと分離し、この中にはベルリンの金属労働者を中心とする革命的オプロイテとよばれる人々も含まれていた。また1917年には、ロシアにおいて、二月革命と十月革命⁽¹⁰⁾が行われており、そ

の影響はドイツの労働者・兵士評議会を構成した労働者層に、また、東欧出身の左翼労働者に及んでいた。このロシア革命の影響なしには、ドイツ革命の勃発と展開は理解できない。そして、そこで生じたドイツ社会民主党とドイツ共産党との対立という労働運動の分裂が、1930年代にいたってワイマル共和国の崩壊とナチスのファシズム独裁の成立の一原因であった。

3. ドイツ革命の勃発と社会的対立

1918年9月30日に成立し、1918年12月まで続いたバーデン公による政府は、帝国議会多数派を基盤にしており、皇帝退位と講和交渉を行おうとしたが、皇帝の抵抗（今後もドイツのために働きたいという希望）のため難渋していた。しかし、社会民主党は皇帝退位を要求し、それが不可能な場合には、政府から引き上げると最後通牒をだした。このため、バーデン公は帝国宰相を辞任し、エーベルトを宰相として推薦した⁽¹¹⁾。そこで、エーベルトたちは、独立社会民主党とともに、政府を形成した。そして、1918年11月10日に、ベルリンで、労働者兵士評議会が、社会民主党と独立社会民主党の連合からなるこの共和主義的政府を選任した。これは社会主義的政府の性格を持っていた。政治的にはベルリンを始め多くの都市で労働者兵士評議会が成立し、それに支えられた共和主義的政府は、兵士評議会の支援のもとに西部の軍隊の撤収を実施した。この時点では、労働者と兵士が政治を支配し、第二帝政の支配階級である、将校、大地主、大工業家、高級官僚はそれに従っていた⁽¹²⁾。大工業家は多少の所有権さえ認められれば、労働者の統一、議会の中で、中央党にも国民自由党にもまして社会民主党が強力にプロイセンの三級選挙法という不平等選挙制度の改善に努めた。第一次大戦中、右派の修正主義者と左派の急進主義者を含む社会民主党は、大戦末期の1917年には、中央党のエンツェンスベルガーのもとに議会多数派とともに平和決議を提出した。しかし、1918年の社会民主党と独立社会民主党とか

らなる人民代表評議会政府が、社会主義的政策を出すにいたる。そこでは、社会化問題とりわけ炭鉱業の社会化問題を取り扱う社会化委員会がもうけられた⁽¹³⁾。

ドイツ革命の発生の原因は、第一次大戦の4年間にわたる戦争の中で、国内の労働者および兵士が疲労困憊して、平和を求めていること、そのために帝国政府と軍隊の支配に対して反感を持っていたことにある。おなじく、1917年10月にロシア革命をはたしたロシアの労働者と農民たちも、ロシア社会民主党ボリシェヴィキ派の即座の講和と土地の自由を求めるスローガンに従って、戦争を続けようとするケレンスキー内閣を倒したのであった。ドイツの労働者および兵士も同じ反戦の気持から革命に立ち上がった。しかし、ロシアとドイツの間には大きな相違があった。ロシアは長年の皇帝の支配のもとで議会主義は政治的統治にはほとんど力を持たなかった。第一次大戦の末期になってブルジョワ政党のカデット党が力を持ったのみである。また、ロシア革命以前には帝国議会におけるロシア社会民主党の党員数は少数であった。これに比べて、ドイツ社会民主党は1875年以来、帝国議会において数度の選挙の体験をへてきており、1912年の帝国議会選挙においては第1党になり、またカトリックの労働者と農民を代表する中央党も商工業ブルジョワジーを支持基盤とする進歩人民党も勢力を増やしていた。しかし、ドイツ帝国議会は国を統治する上での権力は十分でなく、わずかに国の予算決定に際して投票権を持つに過ぎなかった。第一次大戦の終末期における戦争困難のなかで、軍部を掌握するルーデンドルフ将軍は、有利な講和を行うために、議会多数派による講和の交渉を進めようと、社会民主党、中央党、および進歩人民党等による講和の交渉を望んだ。このようにして、帝国議会内のこれら三党による講和の努力が始まった。しかし、ドイツ軍部はドイツ西部におけるアルザス・ローヌの確保、ドイツ東部におけるポーランドの西部地域、バルト三国地域などの確保を望んでいたもので、講和の交渉は進まなかった。その結果、1918年11月のドイツ艦隊に対する対英出撃命令に対

して、水兵の多数派による出撃拒否の運動が生じ、これをきっかけにキールの水兵と軍港ではたらく労働者とが将校にたいして独立するという事態が生じた。これがキールの労働者・兵士評議会であり、これに照応して、ベルリン、ミュンヘンなどの諸都市によって労兵評議会が形成され、全国の労兵評議会が形成された。これがドイツ革命の出発点である。こうして、帝国議会の多数派による統治にたいして、全国労兵評議会による社会主義共和国の宣言がなされ、後者は人民代表評議会政府を結成した。社会民主党、独立社会民主党からそれぞれ三名の代表を出し、その六名の人民代表評議会政府が国政の統治を開始した。こうして、帝国議会の中の社会民主党、中央党、進歩民主党など多数派と、全国労働者兵士評議会の中の多数派との分裂という二重権力状態が存在した。権力が議会に基づくのかそれとも全国労兵評議会に基づくのが問題であった。

こういう形で、1918年11月末から1919年1月まで人民代表評議会政府が国内の行政と外交政策を担当することになった。外交上には、講和交渉、内政においては土地と炭鉱の社会化（国有化）が問題であった。ところで、この人民代表評議会政府では、重要な作業に携わる大臣は、社会民主党員のものが担い、外交、社会保険、などは、独立社会民主党員が担うという状態であった。こうした編成にも、社会民主党の比重の高い政府構成であったといえる。また、当時の政府のもっとも重要な問題は、1919年1月19日に予定されていた憲法制定議会の選挙であった。しかし、全国労兵評議会の支配をもとめる独立社会民主党左派（金属労働者に基盤を置く革命的オプロイテ）と独立社民党から1918年12月30日に分離独立したドイツ共産党が、1919年1月19日に予定されていた憲法制定議会の選挙に反対したので、1918年年末から翌年初頭にかけては、憲法制定議会の選挙の是非をめぐる抗争が厳しくなった。この抗争の中で、帝国議会の選挙に反対する労働者が弾圧され、ドイツ共産党の指導者のローザ・ルクセンブルクおよびカール・リープクネヒトなどが殺害されるという悲劇も生じた。こうした抗争が生じた原因の一

つは、社会民主党が旧帝国軍部を自分たちの防衛隊に利用したという事情がある。広範な労働者と水兵をバックにしたドイツ共産党と独立社会民主党左派および選挙に反対する全国労兵評議会の勢力に対して、社会民主党は旧軍部の首脳部との連絡をとり、軍隊の力を借りようとした。エーベルト党首に任命されたノスケ国防相が旧軍のなかから義勇軍を選び出し、これがその後のミュンヘン、ブレーメン、等々の評議会革命を打倒するのに用いられた。ノスケは、キール軍港の労兵評議会の設立で著名となり、社会民主党の指導部に注目され、1919年一年ばかり国防相をつとめたが、同年終わりには失脚した。というのも、かれが社会民主党の政権の防衛のために、旧軍隊のなかから選ばれた「義勇軍」を用い、人民代表評議会政府の革命派の解体や、ブレーメン、ミュンヘンの労働者兵士評議会の解体をすすめて、ドイツ革命の敗北を決定づけたことは事実だ。もっとも、後に、ノスケは解任されている。結局、全国労兵評議会が勢力を持っている段階で、旧軍隊の解体と革命を推し進めるための軍事的組織を作り上げることができず、むしろ国会選挙実施のために旧軍隊の一部を利用して対立して、急進的な左翼勢力を抑制するという立場を取ったので、これを契機に旧陸軍の古い将校たちから作られた義勇軍が革命情勢における政治的対立に影響を与えるに至った。また、そうなった原因は、第一次大戦の終了後、プロイセンの大地主であるユンカー階級の解体と旧陸軍の解体に進まなかった事による。全国労兵評議会によって選ばれた人民代表評議会政府は、ドイツ帝国とプロイセン封国の関係を解体せず、ユンカー階級の解体による大地主階級を解体できなかつたので、新しい共和国の政治経済体制を作り上げることが出来なかつた。また、全国労兵評議会も、軍隊が解散され、兵士が地方に帰るとともに、その勢力を減少させた。また、全国労兵評議会の選挙においては、圧倒的に社会民主党員が選出され独立社会民主党員は選ばれなかつた。こうした事情によって、それは社会革命を推し進めることが出来なかつたのである。ドイツ革命の実現は、全国労兵評議会が力を失い、共和国議会在成立する中で、困難になつ

た。1875年以来の長年の帝国議会での選挙の慣行の結果、ドイツ革命の時期にも、労兵評議会による社会改革ではなく、議会をつうじての第二帝政の社会体制の改革という道にたちかえたのである。こうして、同じように戦争末期の反戦平和の運動から社会革命が発生しながら、ロシアのボリシェヴィキ党が土地の収奪と生産手段の国有化へ進んだのに対して、ドイツでは社会民主党は中央党と自由主義政党との協力による国会での生産手段の社会化処置の遂行に進んだのである。両国の議会の地位の相違、社会主義政党の中での急進左派の成熟の遅れなどによって、ドイツ革命は社会主義へは進み得なかった。この結果として、1929年から1930年頃の世界恐慌の中で、ドイツ社会民主党や共産党よりもナチス（国家社会主義ドイツ労働者党）が、失業者やかつてのインフレで没落した旧中間層などの支持を獲得し、ナチスによる独裁制度に向かったのである。このようにドイツ革命をめぐる社会民主党とUSPD左派およびドイツ共産党との路線対立が、ワイマル共和国の進行のなかでナチスの勝利をもたらしたのであり、ナチスの活動だけを考察してその最終的勝利を説明することはできない。それに加えて、その背後に、ワイマル共和国が、ドイツ第二帝政の下におけるプロイセンのユンカー階級（農業経営を行う大土地所有者）の存続を許し、その結果としてかれらが実権を持ったドイツの軍隊支配と官僚階層の支配を引き継いだという事実が、ナチスの勝利の社会構造的な原因であった。

陸軍統帥部のルーデンドルフ将軍は、1918年9月30日に、ドイツ帝国議会の有力政党による政府の形成を要請し、その結果、自由主義的なマクシミリアン・フォン・バーデンの政府がドイツと連合軍（英、仏、ロシア、アメリカ等）との講和条約の交渉を開始するように取り計らった。しかし、まもなく、ドイツ革命の発生となり、11月9日には、エーベルトなどの社会民主党とハーゼなどの独立社民主党からなる人民代表評議会政府がバーデン公の代わりとなった。その際、陸軍統帥部は社会民主党の党首エーベルトに対して、ドイツ陸軍の体制の維持のかわりに、社会民主党への軍事的な保護を

行うという協定を取り結んだといわれる。このことが、1919年1月上旬の憲法制定議会の選挙の際の紛争に関して、また、後にはハンブルク、ブレーメン、ドレスデン、ライプツヒ、ミュンヘンなどにおける労兵評議会の支配の動きに対して、社会民主党は軍部との合意にもとづき、自党を守るために「義勇軍」を組織し、この「義勇軍」が全国の労働者兵士評議会による革命運動を弾圧することになった。ワイマル共和国は、議会制民主主義を実現し、労働者保護などの社会権も法的に保障し、社会主義者やユダヤ人の社会的活動を可能にしたが、軍隊や司法や行政官僚などの内部には、第二帝政期の人材が残存した。こうした事情によって、共和国成立の自由にもとづき文化や政治の面において社会民主党や共産党が増大し、文化的にも表現主義の絵画などがあらわれたが、軍部や行政や司法における保守主義と官僚性が、共和国の前進を妨げ、ナチズムの勝利をもたらす可能性があった。

1919年1月19日と提起されていた憲法制定をめざす国会選挙に関して、当時の労働者の状況はどうだったのか。まず、旧年11月4日のキール労働者兵士評議会成立いらい全国に成立した労兵評議会の動向はどうだったのか。12月下旬に、全国労働者兵士評議会の第一回大会における状況はどうだったのか。この全国大会には、全国の労兵評議会の社会民主党と独立社会民主党に属する人たちが参加する予定であった。それに向けてのベルリンの労兵評議会においては、国会選挙への参加問題について、憲法制定議会選挙への参加と準備を呼びかけるヒルファデイングの提案が454票を得たのに対して、選挙参加を拒否し全国労兵評議会を最高の権力機関として認めることを要求するローザ・ルクセンブルクの提案は195票を得たに過ぎなかった。このように、全国労兵評議会に権力を与えるべきだというプロレタリア政権をめざす見解は否定されたが、この会議は労働者の課題が社会化にあり、そのための機関を準備すべきだと提唱した⁽¹⁴⁾。こうした全国労兵評議会の選挙への参加を拒否した審議の後に、独立社会民主党の左派の一部は、リープクネヒトやルクセンブルクなどのスパルタクス派と結んで、12月30日にド

ドイツ共産党が結成された。かれらは、全国労兵評議会による政治支配を目指して、議会での政権獲得を目指す社会民主党、独立社会民主党などと対立した。ローザ・ルクセンブルクやカール・リープクネヒトなどは、1919年1月1日の共産党大会において、労働者の意向を知るためにも選挙参加は必要とする決議案をだしたが、共産党の多数派はオットー・リューレの提出した議会選挙への参加を拒否する決議案を提出し、選挙不参加が決定された（賛成61，反対23）。つまり憲法制定議会の選出か、議会選挙に反対し全国労兵評議会とその代表政府の権力を要求する派との争いの中で、政治権力の行方が問われたのである。この際、労兵協議会の権力増大を願うベルリンの労働者たちにたいして、多数派社会民主党はその勢力を抑えようとしたのだが、その際に社会民主党を支持する民主的な義勇軍の部隊の形成と、旧軍隊から義勇軍を獲得し、その力で労働者の運動を抑えようとした。エーベルトは国防大臣ノスケにその指揮を任せしたが、かれは旧陸軍の将校や兵士の中から、総計10万にちかい義勇軍を養成し、その力を持って、ベルリン、ブレーメン、ハレ、ライプニッツ、ミュンヘンなどの評議会政権を打倒した。1919年の一年間の義勇軍の行動によって、ドイツの革命運動は挫折し、議会による政治が始まった。社会民主党は、労働者と市民から民主主義的な防衛隊を作り、議会主義化をめざすべきであったが、自党からの勢力以外に、旧軍隊の残存部隊から「義勇軍」という組織を構築し、独立社会民主党、共産党の運動を弾圧する政策を取ったために、11月3日のキールの労働者兵士評議会と各地の労兵評議会の成立に始まる社会主義革命の流れは収束させられたのであった。

この事態を社会民主主義によるドイツ革命の弾圧と捉える見解は、共産党の側から提出され、ロシアにおける社会主義革命の達成という立場から、擁護されてきた。しかし、ロシアとドイツの間には、労働者や農民や商業者の議会への参加の歴史が異なっており、ドイツの労働者、農民、商・工業者は1875年以来長年にわたってはるかに多くの議会の体験を得ており、ロシ

アのように一握りの革命家からなる共産党が、巧みな戦術によって権力を獲得できたようには、政権獲得には進めなかった。1918年12月に成立し、社会民主党と独立社会民主党から構成された人民代表評議会政府の統治は、ベルリンにおける両党の抗争の中で、短期間しか存続しなかった。A. ローゼンベルクは、このベルリンの抗争の中で、独立社会民主党が人民代表評議会政府から脱退したことが過ちだったと評価している。そうした脱退によって、USPDは政府の弾圧を阻止できなくなったからである。

ドイツ革命期の重要問題は、社会化（Sozialisierung, Vergesellschaftung）と呼ばれる問題であった。これは、ドイツの場合には、第一次大戦の中で兵士としてあるいは軍需物資と生活用品を生産する労働者として働く国民が、戦争によって広範な貧困に陥ったために、自由労働組合あるいはそれを基盤とした社会民主党のなかで、資本主義から社会主義への変更の要請が生じてきた。いわば戦争の生み出した貧困と苦痛が敗戦の危機の中で、社会主義的な道を生じさせたのであった。同じことは、第一次大戦の末期に、ケレンスキー首相による二月革命とロシア社会民主党ボリシェヴィキ派の十月革命を生み出したロシアと類似している。ロシアでは、ツアーの帝政のもとに、モスクワなどの都市の大工業者と対立する労働者と大地主の半ば封建的な土地所有のもとに苦しむ農民たちが、当初はブルジョワ民主主義の実現を目指し、のちには社会主義と農民への土地の分配を目指して蜂起した。ドイツのレーテ革命の試みも、このロシアの十月革命におけるソビエトを主導とした社会主義革命の試みを見習ったのであった。ドイツ語のレーテ（Raete, 評議会）は、ロシア革命におけるソビエト（Soviet）に等しいものであった。

ロシア革命が帝政を破壊し、平和を実現し、土地の自由化と社会主義への道を準備したのに対して、ドイツでは議会制共和国への変化は、皇帝退位とともに可能になったが、社会主義化への道は最終的に不可能になった。その原因として挙げられるのが、ドイツ社会民主党がドイツの共和国化により議会をとおしての講和締結と社会化の進展の道にとどまったのに対して、社会

主義革命をめざす全国労兵評議会の金属労働者などからなる革命的オブロイテの運動と独立社会民主党左派から共産党を形成したグループは、ベルリンの街頭行進では強力であったが、独立社会民主党が脱退した後も政権を掌握していた社会民主党に比べて脆弱であったことが挙げられる。ロシアではケレンスキー政府は戦争を停止しなかったために、大衆の支持を失い、戦争反対を主張するロシア社会民主党ボリシェヴィキ派（後のロシア共産党）に支持を奪われ、かれらが帝政打倒と戦争停止に向かうに至った。ところが、ドイツでは1917年12月初めには社会民主党が中央党と進歩人民党と協力して議会制共和国へ向かう流れが生じていた。敗戦の気運が強まる中で、講和を行うなかで最小限の戦争の成果を得たいとする陸軍参謀部のルーデンドルフが、議会の有力政党による政府を樹立し講和交渉を行うことを望んだので、これら三党による議会政府の樹立は進んだと、ドイツ革命とワイマル共和国の時代を体験した歴史家A. ローゼンベルクは指摘している⁽¹⁵⁾。このようにワイマルの議会共和国の成立は、第二帝政時代末期に準備されたのである。ドイツ革命期には、第二帝政後の議会共和国を樹立するための憲法制定議会の開催をどう行うのかが問題となっていた。憲法制定議会の選挙をもとめる社会民主党と議会多数政党と、選挙の停止と延期をもとめる独立社会民主党左派の労働者と12月末に結党された共産党が対立した。

この問題をめぐって、1918年11月3日のキール軍港の水兵の出撃命令拒否から始まった労兵評議会が、ベルリン、ミュンヘン、ライプツヒ、ブレーメンなどに拡大し、ついにはベルリンで全国労兵評議会が成立し、兵士労働者評議会の強力な反戦運動の展開の中で、全国労兵評議会の強力な支持のもとに、人民代表評議会政府（社会民主党3名と独立社会民主党3名）が力を得て、議会よりもこの人民代表評議会政府が1918年末から1919年にかけて支配的になった。このうち独立社会民主党の左派とそのころ成立したドイツ共産党が、ロシア革命の影響を受け、レーテ独裁の主張を行った。ここで社会民主党と独立社会民主党の右派などの議会政府の支配を主張するグ

グループと独立社会民主党左派およびドイツ共産党などの全国労兵評議会の支配を主張するグループとの対立が生じた。社会民主党は軍隊統帥部の支持を得て、ドイツ革命を主張するグループを弾圧する「義勇軍」によって、革命派を弾圧した。1919年1月12日のルクセンブルクとリープクネヒトの殺害から、ライプチヒやブレーメンなどの労働者・兵士評議会政府、さらにはミュンヘンの労働者兵士評議会とその後のミュンヘン革命への弾圧など、1919年の一年間の義勇軍による弾圧によって、全国労兵評議会による社会主義革命運動を目指した運動は挫折した。このドイツ革命の経験から、社会民主党が社会主義革命を失敗させたという評価が、とりわけドイツ共産党とコミンテルン（ロシア中心の国際共産党）によって主張されてきた。

しかし、ドイツの議会制共和国への道は、ドイツ第二帝政期から第一次大戦中まで続いてきたブルジョワ民主主義の流れの中に底流として存続しており、戦争末期のなかでロシア革命の影響下で展開したドイツの兵士と労働者の革命運動によっては覆せないものであった。たしかに、ドイツ革命期には、議会制共和国を目指す社会民主党・中央党・ドイツ民主党などに対して、全国の労兵評議会の力が量的に圧倒する時期があった。しかし、全国労兵評議会の代表の中でも、社会民主党の代表は大多数であり、独立社会民主党と共産党の代表は2割程度に過ぎなかった。しかも、労働者・兵士評議会を構成する兵士たちは、時の流れとともに、郷里に帰ってゆく存在である。かれらをその出身階層に従って新たな組織に変えることも簡単ではなかった。こういう情勢においては、国民ひとりひとりを一人一票で把握する議会制共和国の成立は、不可避だったのではなかろうか。むしろ、ワイマル共和国を通じて、労働者階級が社会民主党と共産党に分裂していたことが、ナチスの勝利に導いたのではないだろうか。このことはワイマル期の帝国議会の選挙結果を見ることによって明らかである⁽¹⁶⁾。

4. ドイツにおける社会化をめぐる論争

マルクスと同時代人のイギリスの古典派経済学者ジョン・スチュアート・ミル (1806-1873) は、資本主義的生産は企業家の競争を通じて生産力を上昇させる力を持っているが、生産物の人々への分配は不公平になるから、その不公平を公平化する必要があると考えた。したがって、そうした分配の不公平を是正する諸政策をもとめた。こうした所得改善によって諸個人の分配の不平等を改善しようとする政策は、今日の社会福祉政策に通じるものであり、生産手段の私的所有をみとめる立場からも容認できるものである。ところが、マルクス (1818-1883) は、生産手段の私的所有が生産物の不平等な分配が発生する原因であるとみなすので、私有財産による生産を共同所有に基づく生産に変革することによって、平等な分配も可能になると考えた。マルクスはエンゲルス (1820-1895) とともに、私有財産に基づく資本主義生産を共有制に基づく生産に変更することによって、資本家階級による労働者階級に対する搾取を廃絶し、搾取のない社会を作り上げることができると信じていた。つまり、生産手段の私的所有を社会的所有に変革することによって、生産に参加するものたちの所得も改善されると見なした。しかし、サン・シモン (1760-1825)、シャルル・フーリエ (1772-1825)、ロバート・オウエン (1771-1858) のような初期社会主義者たちが、将来社会について詳しい見取り図を作ろうとした⁽¹⁷⁾のにくらべて、マルクスはまだ到来していない社会について理想像を描くことは困難だとみていた⁽¹⁸⁾。そう主張した原因は、未来社会建設の具体的な前提条件が生じていない段階で、その具体像を描くことは出来ないという観点からであった。しかし、マルクスは、普仏戦争の最終段階でみられたパリの労働者の自治政府パリ・コンミュンの統治の状態を論じた論文のなかで、それを最初の労働者自治の現れと見て、労働者の将来社会について論じている。また、ゴータ綱領に対する批判的な

かで、自己の見解をのべている。

ところで、ロシアのマルクス主義者たちが、1917年にロシア革命を開始したとき、かれらは先進的な工業や銀行を国有化し、その運営を計画経済的に行おうとした。つまり、国有化と計画経済を行った。その際、戦争中のドイツの統制経済のやり方を、計画経済のために利用しようとした。ドイツの帝政政府が戦争遂行のために経済の統制と国家的運用を行ったように、ロシアの社会主義者たちは、社会主義的な目的のために、主要な工業を国有化し、社会主義的目的のために計画的に経営しようとしたのである。このように、ロシアの試みを通じて、主要工業を国有化しこれを社会主義的な目的のために計画的に運営するということが、社会主義の基本方針になったのである。

ところで、ドイツにおいては、ドイツ社会民主党の中のマルクス主義者は、たとえばカール・カウツキー（1854-1895）は、かれの執筆した「エアフルト綱領」で主要産業の国有化を主張しているが、後に、『権力への道』（1909）とか『社会革命論』（1902）において、重要産業の「社会化」を提唱している⁽⁴⁹⁾。かれの主張を軸に、ドイツ社会民主党の正統派の見解では、革命ないしは議会を通じて、社会主義を実現するという立場が、取られるようになった。しかし、他方で、ドイツ社会民主党は、その1875年の創立時から、国家の社会政策によって労働者の境遇を改善するという、社会改良主義的見解も強かった。この傾向は、当時マルクスよりもドイツに在住して労働運動に影響を及ぼしたフェルデイナント・ラッサール（1825-1864）の影響下に立つものであり、ドイツ社会民主党の職人とか労働者に支持されていた。また、南ドイツの農民層なども、そうした社会改良主義的潮流の影響下にあった。1900年代に「修正主義者」と呼ばれたエドアルト・ベルンシュタイン（1850-1932）のグループ、南ドイツの改良主義者フォルマルなどが、ラッサールの流れをくむ潮流であった。

ところで、ドイツ革命時の社会化をめぐる論争をみると、ドイツ社会民主

党は、1918年に帝国議会のなかで、中央党および進歩人民党とともに、マックス・フォン・バーデン公を帝政の政府を首相に推薦するグループに立っていたが、11月3日のキール軍港の水兵の出撃拒否に始まるキールの労兵評議会の成立を契機として始まった全国の主要都市における労兵評議会の成立および全国労兵評議会の成立によって、新たに人民代表評議会政府が成立する中で、統治の仕方についても、目的についても、大きな矛盾にぶつかった。というのは、この人民代表評議会政府の半ばをなすドイツ社会民主党が、早急な共和国議会（憲法制定議会）をめざし、労兵評議会のなかの独立社会民主党左派の要求する社会化の即座の実現論とは対立していたからである。1918年12月から1919年終わりまで、議会選挙の実施（国民議会選挙に基づく議会政府）か、全国労兵評議会の支配（労働者・兵士評議会によるプロレタリア政権の樹立）かという論点を巡って、闘争が続いた。

ドイツ社会民主党は、第一次大戦以前から、生産手段の有償による社会化を主張していた。この流れを引き継いで、議会における合意に基づいて、有償社会化を実現しようとする見解が、人民代表委員会政府によって任命された社会化委員会の議論で強くなり、さらにその結果、憲法制定議会でなされた社会化法の決定のなかで付け加わった。こうした社会化委員会での有償での社会化の進展という支配的な見解に対して、全国労兵評議会の中の独立社会民主党左派および1918年12月末に結党されたドイツ共産党などは、無償での重要産業（特に炭鉱業と鉄鋼業）の社会化を要求した。これらの両者の見解は大きく異なっていたが、その決着はのちに選出された憲法制定議会における社会化法の決定により決着がついた。

ドイツ第二帝政のもとで、すべての権力が皇帝と軍隊と官吏に力を持つユンカー階級に集中したために、資本家も労働者も政治的な力をもてなかった。第一次大戦後の労働者・兵士の急激な成長について行けない状態だった。結局、第一次大戦後のドイツは、議会制共和国の実現というテーマに集中して、炭鉱業や鉄鋼業の社会化については審議するだけに終わってしまっ

た。しかし、小林勝の指摘するように社会化委員会やその準備を行った社会化委員会の秘密委員会では、社会化のための具体的な組織案まで準備されていた。この点では、ドイツはロシアとは異なる事情にあった。このことを社会民主党の労働者に対する裏切りだと評価する見解が、ロシア革命後の国際世論で多かったが、もともとブルジョワ民主主義の達成を目指していたドイツ社会民主党が、労働者・兵士の多数を支持者として、進んで社会革命の道まで進み得なかったのである。ブルジョワ民主主義革命から社会主義革命にまで突き進む組織は、1919年末には全国労働者兵士評議会という形で成立し、人民代表評議会政府という形で統治形態を持ちえたが、これを構成する社会民主党が独立社会民主党を排除するに至って、共和国の統治が憲法制定議会の成立に任せられるようになった。

この際、このドイツ革命の頃の社会化問題をめぐる対立を簡単に振り返ってみよう。まず、ドイツ社会民主党は、19世紀末から、社会革命時の政策として、封建制度の解消に関する要求と並んで、生産手段の社会化を挙げていた。党を代表するK.カウツキーは、『権力への道』(1909)および『社会革命論』(1902)において、炭鉱業や鉄鋼業の生産手段の社会化を主張していた。とはいえ、『社会革命論』では、議会を通じての社会化の実現を主張した。第一次大戦末期のドイツ革命の勃発とともに、成立した全国労兵評議会が、議会ではなく直接に、人民代表評議会政府によって実力で社会化を達成しようと考えた以外には、人民代表評議会政府の代表者たちも、共和国議会での社会化法を通じて社会化を実現しようとした。1917年10月のロシアの十月革命が実力を持って重工業の社会化を進めたことにより、労兵評議会のなかの独立社会民主党の左派グループ、また金属労働者の革命的オプロイテは、そうした労働者独裁を望んだが、独立社会民主党の代表は、ハーゼやヒルファディングも含めて、議会による審議を通じて、社会化を実現することを望んだのである。そうなった理由は、19世紀末以来のドイツの社会民主党が、議会を通じて自己の要求を主張してきたという歴史的事情がある。

また、第一次大戦の終了期に、中央党、進歩人民党などとともに、社会民主党が、議会を通じて政権担当者になったという事情がある。まず、社会民主党の理論は、カウツキーおよびヒルファディングによって論じられ、重工業の生産手段の私有財産から集団的所有への変換を主張する。このうち、カウツキーは、『エルフルト綱領』(1892) および『エルフルト綱領解説』で、マルクスの社会主義論にしたがって、生産手段の社会化を主張した。その後、『権力への道』および『社会革命論』において、その具体策を論じた。前著においては、社会化のためには労働者の政権獲得が語られたが、後著においては政権獲得が議会において行われること、また社会化は議会における決定によってなされ、その際、生産手段の所有者に対しては、公債によって支払いが行われうるといふ、有償社会化が挙げられている。こうした議会の決定によって社会化を達成し、私有財産の抛棄に対しては公債による保障を行うという点では、カウツキーは第一次大戦以前から一貫していた。

しかし、戦争末期の1918年11月3日のキールの水兵と労働者の戦争反対の行動と労兵評議会の設立が、全国に労兵評議会の設立をもたらした。議会とは異なる政治組織が形成され、さらに1918年11月9日に、社会民主党がマックス・フォン・バーデン首相より政権を委託され、社会民主党と独立社会民主党から構成された人民代表評議会政府が成立されたとき、社会化についての新しい立場が表明された。それは、議会での投票による社会化ではなく、議会に代わる人民代表評議会政府の決定により社会化を実行するという立場である。この立場を主張したのは、独立社会民主党の左派グループであり、革命的オプロイテと呼ばれた金属労働者の代表たちであった。今一つは後に、1918年12月末に独立社会民主党から分離し設立されたドイツ共産党であった。しかし、全国労兵評議会の代表に選ばれた人々の多数は、社会民主党員であり、独立社会民主党および共産党の党員は少数に留まった。したがって、人民代表評議会政府によって直接に社会化を実現することは困難であった。こうして、憲法制定議会を開催し、そこで新憲法の制定と社会化法

を決定するという社会民主党の方針が、現実化する。1919年1月19日の憲法制定議会選挙をめぐって、議会選挙に反対する独立社会民主党と共産党の勢力と、議会選挙を推進する社会民主党との間で、1918年末から1919年末までの期間に大きな実力闘争が繰り返された。独立社会民主党左派グループと1919年末に共産党をつくったグループは、労働者兵士評議会による政権獲得を目指す目的をめざしたが、独立社会民主党の離脱した社会民主党の政権は憲法制定議会の選挙（1月19日）に専念したのである。そして、全国労働者兵士評議会においても国会選挙の支持をえていた後者の路線が、優勢な情勢であった。

独立社会民主党を形成した人々も、第一次大戦への社会民主党の協力に抵抗してきた長い歴史を持つ。カウツキーなどは当初から軍事予算に反対であったし、ハーゼなどの政治家も軍事予算に反対して社民党内の独立グループをなしていた。かれらは20名ちかい数で、1917年、1918年には国会では軍事予算に反対の欠席を行った。しかし、独立社会民主党としてのあらたな組織の形成は1917年であり、独自の党としての宣伝がまだ十分にはできない状況にあった。さらに革命の実質的な実働部隊であった労働者兵士評議会のうち兵士は、いずれは郷里の人民に転嫁する存在であった。マックス公に指名されて政権を担った社会民主党に依頼されて政権に参加した独立社会民主党は、その内部の金属労働者たちによる革命的オプロイテをふくみ、かれらは労働者政権への意向を持っていた。また、労兵評議会への影響力もおおきかった。他方、ロシア革命の影響をうけて、「労兵評議会独裁」を主張するドイツ共産党は、1918年末に、独立社会民主党からの離脱者とスパルタクス団との合併により成立した。だが、結成されてまもなく労働者や兵士に十分な宣伝を行うことが出来ない状況にあった。かれらは、間近になされたロシア革命に影響されており、その十月革命における労働者ソヴィエトの政権獲得と、そのみとめた制憲議会の選挙の結果大勝した社会革命党（農民を基盤とした政党）に対する処置に影響されていた。ロシア社会民主党ボリ

シェヴィキは、選挙で選ばれた議会における社会革命党を主導とした政権に革命の将来を期待するのではなく、現に所有しているソヴィエトにおけるボリシェヴィキ派の政権を優先した。つまり、議会よりもソヴィエトの力を重視する立場に立っていた。このロシア革命の立場にドイツ共産党は立脚していた。しかし、ドイツ共産党の憲法制定議会の選挙の中止を求める運動は、1919年1月の初めになされたが、社会民主党系の義勇軍によって鎮圧される。こうした事情によって、長年に渡ってドイツの労働者に影響を及ぼしてきた社会民主党の主張する、議会を通じての社会化の実現という路線が、革命的紛争の終了とともに、現実化する以外の道はなかった。人民代表評議会政府の最後の活動としてなされた社会化委員会は、憲法制定議会の成立後も続けられ、どのような社会化を行うのか審議された。人民代表評議会政府は、社会化委員会を構成し、これが炭鉱業の生産手段の社会化の具体案を審議した。この結果、共和国議会が社会化法を決議した。

5. むすび

以上、わたしはドイツ第二帝政からワイマル共和国が形成されたさいの、ドイツ革命の推移と、そのなかで社会民主党の議会をつうじて社会化を実現するという見解と、ドイツ革命によって生じた全国労働者兵士評議会とそのなかで活躍した、金属労働者などの革命的オブロイテ、独立社会民主党左派の労働者、それから分裂して成立したドイツ共産党などによる直接的な社会化の推進論との論争を検討した。その結果、ドイツ革命によって、反戦と帝国海軍の誤りのなかで生じた全国労働者兵士評議会の社会化への直接的な希望と、社会民主党の長期の選挙制度の体験と社会化についての長期の考察との相違を考察した。更にその際、同じく第一次大戦の直後に社会主義革命を遂行したロシアの十月革命との相違について検討した。それは両国における議会制度の経験の歴史の相違から生じるものであった。しかし、本稿におい

ては、歴史的な分析が中心となり、社会化の理論的研究は不十分であった。この点を、今後、今少し検討したい。また、ロシアとドイツとの相違についても今少し研究を深めたいと思う。

注

- (1) わたしは大学院時代（1964～1969年）には、第二帝政期のドイツ社会民主党の帝国主義論争を研究した。その頃は、わが国のドイツ史研究は、ドイツの産業革命の頃から第二帝政の終わるまでの第二帝政史が多かった。しかし、同時に、その頃のわが国でのドイツ史研究は、1960年代まで、ワイマル共和国史とりわけドイツ革命期に関する研究が多かった。しかし、その後、ワイマル中期からナチスの台頭とその特徴に関する研究が多くなった。時代の進展につれて、研究視角は変化している。
- (2) 失業保険制度、ドイツの失業保険は1927年に創設された。制度は雇用主と従業員の拋出により運営される。労働者は給与総額の1.5%を拋出し、雇用主も1.5%を拋出する。世界恐慌後の1929年には、失業者数が1927年に想定していたよりも数倍の大きさになり、保険金を支払えない状況になった。失業保険制度では、失業問題を解決できなかったのである。
- (3) 「水晶の夜」、ナチスによるポーランド系ユダヤ人の追放から、ポーランド系ユダヤ人青年によるパリのドイツ大使館員の暗殺がなされ、これを契機に、1938年11月9日から10日の未明にかけて、ナチス党がドイツ全国のユダヤ人を迫害した事件。ユダヤ人の商店、住宅、シナゴークが破壊された。177のシナゴーク、7500のユダヤ人商店や企業が破壊された。少なくとも95人のユダヤ人が殺害された。割られて路上に散らばったショーウィンドウの破片が水晶のように輝いていたことから水晶の夜（クリスタルナハト）と呼ばれた。この全国的な反ユダヤ人への攻撃は、ナチスのゲッペルスの指揮でなされ、その後のドイツの反ユダヤ運動の出発点になったと言われる。
- (4) 社会化論、生産手段の社会化は、フリーエ、サン・シモン、ロバート・オウエンなどの初期社会主義者の主張であった。マルクス、エンゲルス、およびレーニンなども、資本主義を変革する道として、生産手段の社会化による生産手段の共有化を基本的な社会革命の目的とみなした。かれらは、商品経済から生じた資本主義経済制度における階級対立から社会の不平等

が発生すると見なし、それを解決するには、生産手段の共有化による生産物の平等な分配を実現すれば良いと考えた。他方、ウェーバーは、私有財産の保障によって、個人の自由は実現されると見なし、生産手段の共有化はそうした私有財産による個人の自由を破壊するから、社会化には反対であった（ウェーバー、社会主義に関する講演、1919）。ベルンシュタインによると、中間層、新中間層は、資本主義の発展にもかかわらず存続すると見なししていたので、資本主義発展に伴う階級分解と恐慌の勃発には同意していなかった（ベルンシュタイン、社会主義の諸前提と社会民主党の任務、1898）。第一次大戦の終わりから第二次大戦の終わりまでの社会主義革命は、ロシア、中国などの社会主義国に見られるように、生産手段の社会化と計画的な経済政策によって、平等分配をとまなう経済活動を目指した。

- (5) ワイマル憲法、1919年1月の憲法制定国民議会によって成立したドイツ共和国の憲法。ドイツ第二帝政は皇帝の主権下にあり、議会は25歳以上の男子の普通選挙で選ばれた。しかし、議会の権限は弱く、農村地域を支配するユンカー階級と、大工業を支配する大工業家が、全社会的に社会を支配していた。これにたいして、ワイマル共和国は、ワイマル連合（ドイツ社会民主党、中央党、ドイツ民主党）が議会を支配し、戦時賠償の支払い、労働者への社会保障の充実などをはかる国であった。この憲法は、当時、世界でもっとも社会的な憲法とみなされた。共和国の衰退は、政党の多数化、ナチスの勃興、ドイツ民主党の衰退等によって始まった。また、1929年の世界恐慌のドイツへの波及によって、失業者が急増したこと、巨額の戦時賠償の負担などがある。1930年同党の選挙勝利と1933年のナチスの政権奪取が、ワイマル憲法の議会制度を崩壊させた。
- (6) 三級選挙法、最大の封国プロイセン下院（1849～1918年の期間）およびザクセン封国（1896～1909年）において実施された選挙法。租税を多く負担するものが権利を持つという原則に基づき、各選挙区の原級選挙人を高額納税者より数えて、それぞれの納税累計額が等しくなるように、3等級に分ける。各等級は同数の代議士選挙人を選び、その選ばれた選挙人が下院議員を選出するという方法をとる。この方法によると、高額納税負担者は少人数でより多くの代議士を選出できることになる。そこでドイツの内政の反動化の要因だとして批判された。
- (7) プロイセン陸軍を主力とする陸軍統帥部は講和を望むに至ったが、海軍は帝国海軍として指揮系統が異なっていたので、大西洋におけるイギリスとの海戦を望んだ。それまで潜水艦によるアメリカへの攻撃に専念していた

- が、敗戦間際に、イギリスとの海戦を望んだのである。
- (8) シャイデマンはドイツ共和国を宣言し、旧勢力の統制にたいして、二つの社会主義勢力で、革命を秩序ある進路に進めようと強調した。この宣言を報じた『ドイツ革命年報1919』（72頁）は述べている。In 2a. Ausrufung der Republik durch Scheidemann (Quellen zur Innenpolitik der Weimarer Republik 1918–1933, Nils Freytag, 2010 by WBG. また、シャイデマンの『回想録』にもこの件に関する当日の演説の記録がある。そこではリープクネヒトが「ソヴィエト共和国」を語ったが、ドイツはロシアの一国ではないので、ボリシェヴィズムによるツアー的暴力的支配は受け入れない。「ドイツ共和国万歳」と述べている (2b, a.a. O)。
- (9) リープクネヒトによる社会主義共和国の宣言。シャイデマンが発言した約2時間後、カール・リープクネヒトは、ベルリンの城壁の塔の上で、「自由な社会主義ドイツ共和国」を宣言し、労働者と兵士をプロレタリア体制に統合しようとした。“Vossische Zeitung”, Nr. 576v. 10. 11. 1918. の記事。3. a.a. Ort.
- (10) ロシア革命；1917年の二月革命はケレンスキーを中心とする議会政府の成立であり、ツアーリズムを打倒し、二重政権を生み出した。1917年11月8日（ユリウス暦では10月26日）に行われた十月革命は、ロシア社会民主党ボリシェビキ派によって指導された革命であった。二月革命によって、ツアーが倒され、ケレンスキーの指導する政府が樹立されたが、これが戦争継続の立場であったために、労働者・兵士ソヴィエト連邦と社会民主党のボリシェヴィキ派は、それと対立し、農民を代表する社会革命党とともに、人民代表委員会という政府を作り、憲法制定議会を選挙した。しかし、選挙の結果、社会革命党が467人（46％）の議員を獲得し、社会民主党ボリシェヴィキ派は175人（17％）の議員しか獲得できなかった。そこで、ボリシェヴィキ派は、議会ではなく、すでに形成していた人民委員委員会をもって、労兵ソヴィエトの力で、社会主義化を図ろうとした。かれらは戦争の終戦と平和の実現、パンの保証を求めた。かれらは欧州における社会主義化を望み、ドイツ、ハンガリーなどでその試みはなされたが、いずれも成功しなかった。
- (11) SPD は、ドイツ第二帝政の終息のために、皇帝の退位とドイツ共和国の樹立を目指して、これが実現しない場合には、バーデン公の新内閣から辞任すると申出た。これにたいし、バーデン公は皇帝の退位が困難なこと、およびウィルソンがドイツ側の講和代表を旧支配階層でないことを要

求したので、宰相を辞任し、エーベルトを宰相に推薦した。こうした激動の中で、シャイデマンは帝国議会のバルコニーから、「古くて腐ったものは、君主制は崩壊した。新しいもの万歳！ ドイツ共和国万歳！」とさげんだ。このドイツ社会民主党の行動については、篠塚歳生『ドイツ革命の研究』多賀出版1984に、第一部第二章に詳しい説明がある。同書はまた、「革命的オプロイテ」の組織や革命理論についても、カップ一揆とそれへの反撃についても詳しく説明している。

- (12) ドイツ革命の勃発は、1918年11月のキールの労兵評議会の成立から、北ドイツの軍港や港湾都市における兵士評議会、また東ドイツやミュンヘンにおける労兵評議会の成立にはじまり、全ドイツ労働者・兵士評議会の成立後、社会民主党と独立社会民主党の連立政府が、人民代表評議員政府として始まることに端緒を持っているが、社会民主党による独立社会民主党の弾圧によって、後者が政府を脱退することによって弱体化し、共和国議会の開催後は、労働者・兵士評議会の統治を求める運動は弱体化する。ロシア革命では、労働者のソヴィエト政権が、憲法制定議会の統治を排除し、ロシアソビエト共和国をもたらしたが、ドイツでは共和国議会が政権の決定をきめた。議会か労働者評議会のいずれかが、政権を掌握するまで、両国の相違が生じた。
- (13) 帝国議会における社会民主党・中央党・進歩人民党からなる多数派は、バーデン公マックス首相を支えて統治に参加した。しかし、首相が皇帝の退位を要求しても、皇帝はそれに応じず、他方、ルーデンドルフ等は、講和交渉のなかで、多少の植民地の保全を求めているので、講和交渉はすすまず、結局、社会民主党と独立社会民主党の人民代表評議会政府に、講和を図ってもらわざるを得なくなった。
- (14) 全国労兵評議会政府は、その第一回の大会（1919年12月6～21日）において、議会選挙（1919年1月19日の提案）の実施、および社会化の実施とそのため機関の設定を決定した。結局、レーテを政権主体とするのではなく、議会を基盤とした政府の樹立をみとめたのである。また、大会では、「ハンブルク七項目」が決定された。それは人民軍の早急の創設、選挙による上官の選出、階級章の廃止等軍隊の徹底的民主化を要求するものであった。陸軍参謀部の軍隊の維持の要求と労兵評議会の決定とは全く対立するものであった。旧軍隊から義勇軍を作るということは、この決定にも反している。小林勝『ドイツ社会民主党の社会化論』御茶の水書房、2008年、280頁参照。
- (15) A. ローゼンベルク著、吉田輝夫訳『ワイマル共和国史』東邦書店、1970年。

- (16) ワイマル期の選挙結果 1919年から1933年までの議会選挙中の1930年から1933年までの選挙における、KPD、SPD、およびNSDAPの獲得数を掲げよう（数字は、獲得票率、当選議員数である）。

選挙日	KPD	SPD	NSDAP
1930.11.14	13.1 (77)	24.5 (143)	18.3 (107)
1932.7.31	14.6 (89)	21.6 (133)	37.4 (230)
1932.11.6	16.9 (100)	20.4 (121)	33.1 (196)
1933.5.5	12.3 (61)	18.3 (81)	43.9 (288)

この間、ワイマル連合の中央党は、11.8 (68)、12.5 (75)、11.9 (70)、11.3 (73)と推移し、ドイツ民主党は、3.8 (19)、1.0 (4)、1.0 (2)、0.9 (5)と変化した。この評価からも、ドイツの労働者、手工業者の二政党の対立が、中間階級のナチス化とともにナチス党の政権獲得を容易にしたと見られるのである。

- (17) サン・シモンはフランスの産業主義の発展をうながし、労働者の福祉は産業家の助力によって可能だと考えた。フーリエは、政治革命に不信感を持ち、アソシアシオン（協同体）の実現による労働者の福祉の実現を考えた。オーウェンは、ニュー・ラナークでの綿工業において幼児教育、青少年教育、労働者保護と有益な工場経営を行い、ヨーロッパ中に人気を得た。しかし、労働者の貧困を見る中で、協同社会への理想を持つようになり、アメリカにニュー・ラナーク村を建設し、生産と福祉の社会を建設しようと望んだ。具体的な理想社会のイメージを抱いていた。
- (18) マルクスは、ヘーゲル哲学から弁証法など多くのことを学んだ。ヘーゲルは、社会や歴史の考察において、ひとつの社会の認識は、その社会が完全に展開されたのちに可能になると考えた。「ミネルバのふくろうは、黄昏になってから、飛ぶ」と言ったといわれる。マルクスは、資本主義の法則の認識には、イギリスをはじめ事態が明確になっているが、社会主義についてはそのような現象がないので、明確なことは言えないという立場であった。もっとも、パリ・コンミュン（1871）は、はじめての労働者統治の経験であり、労働者統治について、語る事ができると見て、『フランスの内乱』の中で、彼の見解を述べたのである。
- (19) カウツキーの社会化論は、議会による重要な生産手段の社会化を議決し、社会化委員会の設置によってその内容を検討した上で、社会化を進めてゆくという見解であった。その際、社会化に際して、資本家にたいする有償の社会化を行うことを検討し、その具体策を考えた。